

会 議 記 録

会議名称		杉並区子ども・子育て会議（令和8年度第1回）
日 時		令和8年6月17日（水）19時00分～21時32分
場 所		杉並区役所 西棟6階 第5・6会議室
出席者	委員名	大山会長、大村副会長、宮内委員、正村委員、八記委員、倉田委員、手島委員、中島委員、相澤委員、上原委員、小林委員、四童子委員、鈴木委員、渡邊委員、小口委員、笹井委員
	事務局	子ども家庭部長、子ども家庭部管理課長、子ども安全対策担当課長、子ども政策担当課長、地域子育て支援課長、児童相談所設置準備課長（子ども家庭支援課長兼務）、保育課長、保育施設担当課長、児童青少年課長（子どもの居場所づくり担当課長兼務）、学童クラブ整備担当課長、障害児支援担当課長、杉並保健所保健サービス課長 障害者施策課長（※報告に関係することから出席）
傍聴者数		1名
配付資料等		資料1 杉並区子ども・子育て会議委員名簿及び席次表 資料2 杉並区子ども・子育て会議事務局名簿 資料3 令和8年度の主な議題とスケジュールについて 資料4 杉並区子ども・若者と子育て家庭を対象とした実態調査について 資料5 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況（令和7年度分）に係る点検・評価の方法等について 資料6 子どもの権利の保障に関する施策の実施状況（令和7年度分）に係る検証の方法等について 資料7 保育提供体制の確保のための実施計画について 資料8 杉並区児童福祉審議会の設置について 資料9 区内の保育所等における被措置児童等虐待案件の状況等の公表について 資料10 5歳児健康診査モデル事業の実施について 資料11 「杉並区障害者施策推進計画」の改定に向けた取組について
会議次第		1 開会 2 議題 （1）杉並区子ども・若者と子育て家庭を対象とした実態調査について （2）子ども・子育て支援事業計画の進捗状況（令和7年度分）に係る点検・評価の方法等について （3）子どもの権利の保障に関する施策の実施状況（令和7年度分）に係る検証の方法等について （4）保育提供体制の確保のための実施計画について 3 報告事項 （1）令和8年度の主な議題とスケジュールについて （2）杉並区児童福祉審議会の設置について （3）区内の保育所等における被措置児童等虐待案件の状況等の公表について （4）5歳児健康診査モデル事業の実施について （5）「杉並区障害者施策推進計画」の改定に向けた取組について 4 その他

大山会長	それでは定刻になりましたので、令和8年度第1回杉並区子ども・子育て会議を開催いたします。 新年度も始まり、事務局の体制も一部変更となっております。委員の皆様にもご協力いただきながら、円滑に議事を進めてまいりたいと思いますので、今年度もよろしくお願いいたします。 続きまして、子ども家庭部長からご挨拶をお願いいたします。
子ども家庭部長	子ども家庭部長の松沢と申します。今年度も引き続きよろしくお願いいたします。 冒頭に当たり、少し区政の動きについて共有させていただきますと、令和8年11月に区の児童相談所を設置いたします。 また、3月25日に開催された第4回の子ども・子育て会議の中で、区内の保育園で園児の抜け出しが発生したという報告をさせていただきました。その議論の中で委員からは、電気錠の設置などの対策が必要ではないか、といったご意見をいただいたところでございます。こうしたご意見も受けとめて、改めて区としての対応を検討させていただきまして、電気錠がついていない区立保育園・子供園への電気錠の設置費や、私立の保育園、幼稚園に対する安全対策に関する経費を、第2回区議会定例会に補正予算として計上し、議決いただいたところです。これから私立の保育園、幼稚園に通知し、安全対策の取組を進めてまいります。 本会議でいただいたご意見を施策に生かしながら、よりよい取組につなげてまいりたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。
大山会長	ありがとうございました。この会議で出た意見を区政にも反映していただいたということで、委員を代表して御礼を申し上げます。 それでは、最初に事務局から連絡事項や資料の説明をお願いいたします。
子ども政策担当課長	この4月から子ども家庭部子ども政策担当に着任いたしました稲葉です。よろしくお願いいたします。 それでは、はじめに定足数の確認をさせていただきます。定足数につきましては、条例第6条第2項により委員の半数以上の出席で成立いたします。本日は、東郷委員、高田委員、山本委員、佐藤委員の4名が欠席でございますが、委員の半分以上の出席がございますので、有効に成立しております。 続きまして、資料の確認をさせていただきます。事前にメールにて送らせていただいた資料と追加の資料がございますが、あわせて確認をさせていただきます。なお、今回は事前の資料送付が遅くなり大変申し訳ございませんでした。この場を借りてお詫びいたします。 〈資料1～11について確認〉 また、令和7年度に配付いたしました「杉並区子ども家庭計画（令和7年度～令和11年度）」及び「杉並区障害者施策推進計画（令和6年度～令和8年度）」の冊子を机上にお配りしております。 資料は以上となりますが、不足等はございませんでしょうか。不足がある場合には挙手をお願いします。 次に、本日の会議につきましては、会議記録の作成のために録音をさせていただきますいておりますが、録音した音声そのものは公表しませんのでご了承ください。 会議記録につきましては、発言の要旨を記録する形でまとめます。委員の皆様にも内容を確認していただいた後、区のホームページ上で公表し

	ます。会議終了後3週間以内を目途に公表してまいりますので、内容の確認については、タイトなスケジュールでお願いすることになるかと思いますが、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。 あわせて、事務局職員に人事異動がございましたので、お知らせします。新設ポストと異動者は、資料2の事務局名簿の部署名、氏名に下線を引いてございますので、ご確認ください。 また、事務局名簿にはございませんが、報告に係る職員としまして、障害者施策課長が出席しています。障害者施策課長は座席表にのみ記載させていただきました。 長くなりましたが、事務局からは以上です。
大山会長	それでは、本日の会議終了は20時45分を目途とし、効率的かつ活発な議論を行ってまいりたいと思います。1つの議題につき、説明、質疑あわせて10分から15分程度を目途にいただければと思います。議事進行にご理解、ご協力をお願いいたします。 なお、1点、委員から会議に当たって資料を配付したいとのご要望がありました。私该内容を確認したのは本日の会議直前であり、会議資料として取り扱うかどうかを判断するには、内容の確認や事務局との調整に一定の時間が必要であると考えております。 各委員のご意見は大切に受け止めたいと考えておりますが、この会議は、区が設置する附属機関として、限られた時間の中で予定された議題について審議する場でもあります。資料の配付等を希望される場合には、今後は事前に一定の期間を設けて事務局にご相談いただき、その上で事務局から正副会長に共有するという形をお願いしたいと思います。
八記委員	今の点について、私から少し説明させてください。 今回、区から資料が送付されたのは会議直前であり、委員として資料を読み込み、意見を整理する時間が十分に確保されていたとは言い難い状況でした。特に今回は、実態調査や評価の方法に関する重要な議題が含まれていたため、資料を読んだ上で、評価の視点として不足しているのではないかと感じた点を整理し、2枚の資料として事務局に送付しました。 また、委員が資料を提出する場合に、どのルートで、いつまでに提出すればよいのかというルールが、これまで明確に周知されていなかったと認識しています。私としては、いただいているメールアドレスに趣旨を添えて送付し、可能であれば共有していただきたいとお願いしたものです。 委員側も限られた時間の中で資料を確認し、意見を整理しているため、事務局からの資料送付の時期も含め、委員が必要な検討を行えるような運営にしていきたいと思います。
大山会長	ご意見ありがとうございます。 会長として議事を進行する以上、どの資料を会議資料として取り扱うことが適切かを判断する責任があると考えています。そのためには、資料の内容を確認し、必要に応じて事務局とも相談する時間が必要です。 今回の資料について、議論の必要性がないという趣旨ではありません。ただ、会議直前に確認した資料を、その場で会議資料として扱うかどうか判断するのは難しいということです。この点については、ご理解いただければと思います。
八記委員	私が申し上げたいのは、資料提出そのものだけではなく、会議資料の送付時期や資料提出ルールが明確でないことも含めて整理していただ

	きたいということです。 事前に十分な期間をもって資料を送付していただき、委員側も検討できるようにしていただきたいと思いますし、委員が提案資料を出す場合の期限や方法も、あらかじめ示していただけるとよいと思います。
子ども家庭部長	子ども家庭部長です。会長、よろしいでしょうか。
子ども家庭部長	今のご意見について、事務局としても補足させていただきます。 まず、今回の会議資料の送付が遅くなったことについては、事務局として真摯に受け止めております。正副会長からも資料は速やかに送付すべきとのご指摘をいただいております、今回、委員の皆様が十分に検討する時間を確保しにくい状況となったことは、事務局として申し訳なく思っております。 一方で、委員からいただいた資料についても、内容を受け止めた上で、会議資料として扱うか、今後の議論にどう反映するかについては、正副会長と相談しながら整理する必要があります。今回提出いただいた資料についても、事務局として受け止め、今後の検討の参考にしていきたいと考えています。 今後は、重要な資料や早めにご確認いただく必要があるものについては、できた段階から順次送付するなど、可能なところから改善してまいります。
大山会長	ありがとうございました。 資料の送付時期や、委員から資料提出の希望があった場合の取扱いについては、今後、事務局とも相談しながら整理していくこととしたいと思います。 本日は限られた時間の中で予定された議題について審議する必要がありますので、ただいまのご意見は、今後、事務局とも相談してまいりたいと思います。 それでは、議題に入らせていただきます。 議題1「杉並区子ども・若者と子育て家庭を対象とした実態調査について」、事務局より説明をお願いいたします。
子ども政策担当課長	それでは私から議題1を説明させていただきたいと思いますが、その前に、報告事項1の今年度の会議全体のスケジュールを確認いただき、各議題の位置付けを共有した上で、実態調査の説明に入らせていただきます。 まず、資料3をご覧ください。 今年度、子ども・子育て会議は4回の開催を予定しておりまして、資料には、各回の主な議題を記載しています。 「杉並区子ども家庭計画」を御覧ください。こちらの3ページに区の計画の位置づけを示した図が載っています。区には、区政運営の指針である「基本構想」が一番上にあり、その実現に向けて道筋を示す「総合計画・実行計画」があります。その下に分野別計画として「保健福祉計画」があり、その下に子ども分野の計画として「子ども家庭計画」があります。 次に、資料3の裏面をご覧ください。今年度は、先ほど説明した「総合計画・実行計画」の改定の年に当たるため、改定作業を現在実施しております。また、この上位計画の改定を踏まえて、「杉並区子ども家庭計画」についても、来年度改定を行う予定としています。 資料3の表面にお戻りください。

	第1回の本日は、子ども・若者と子育て家庭を対象とした実態調査、それから子ども・子育て支援事業計画の進捗に係る点検・評価方法、子どもの権利の保障に関する施策の実施状況に係る検証の方法等について、ご意見をいただく予定です。 次に、第2回で子ども・子育て支援事業計画の進捗状況と子どもの権利の保障に関する施策の実施状況について、区が実施した点検・評価の結果を報告し、ご意見をいただきたいと思いますと考えています。 次に、3回目の会議の場では、総合計画と実行計画、特に子ども分野の部分の改定案について説明をさせていただこうと考えています。また、子ども・若者と子育て家庭を対象とした実態調査の進捗もご報告したいと考えています。 そして4回目の会議では、総合計画等の決定した案の説明や、実態調査の報告、9年度に改定を行う予定の「子ども家庭計画」の改定方針について、意見をいただきたいと思いますと考えています。 このように、今年度の会議は、今年度行う調査、点検・評価、総合計画等の改定、来年度予定している子ども家庭計画の改定につなげていく流れの中で進めるものです。 それでは資料4、杉並区子ども・若者と子育て家庭を対象とした実態調査について、ご説明します。 まず、調査の目的としまして、区は、子どもの貧困対策に資する取組について、その取組の成果や子どもの実態を把握するため、令和5年度に、18歳までの子どもと保護者を対象とした調査を実施しました。 こうした中、令和5年4月に施行された「こども基本法」において、「こども」とは心身の発達過程にある者と定義されたこと、また子どもの生活上の困難が青年期まで引き続くこともあることから、19歳以降の生活実態を把握する必要があります。こうしたことを踏まえ、今回の調査では、将来の子育て世帯となる層も含めて生活状況を把握し、今後の施策検討に活用するため、今回新たに19歳から39歳の若者を対象に加えることとしました。 調査の概要についてですが、調査対象・件数は、各年齢500人で合計2万4,000件を予定しています。調査手法は、7月1日現在の住民基本台帳から無作為に抽出した対象者にアンケート調査票を郵送し、ウェブまたは郵送により回答を回収します。 裏面に参りまして、調査の項目についてですが、18歳までの子どもと保護者については、経年比較のため、令和5年度に実施した前回調査との項目を基本とし、新たに子どもの居場所に関する項目の追加を考えています。 また、今回新たに対象とする19歳から39歳への調査項目については、すでに他区で行っている調査の項目を参考に、生活に関することや困りごとなどの設定を予定しています。 今後のスケジュールにつきましては、資料のとおりです。
大山会長	ただいま、今年度の会議全体のスケジュールと、その中での実態調査の位置付けについて説明がありました。 委員の皆様からご意見等ございますでしょうか。
八記委員	今回の実態調査について、正直なところ、結果を何に使うのかが十分に分かっていません。 子ども家庭計画全体の検証を目的に実施されるという認識でよいのか、そうではないのであれば、何に使われるのかが分からないため、こ

	の場でどのように判断すればよいのか迷っています。 また、アンケートの実際の項目についても確認しようとしたのですが、資料には一部しか示されていないように見受けられました。実際にどのような設問で調査するのかが分からない中で、どのように議論すればよいのかという点もあります。 この2つを教えていただいていいですか。
大山会長	お願いします。
子ども政策担当課長	こちらの調査は、子どもの貧困対策に資するということで、子どもを持つ家庭または子ども本人から、生活状況としまして親御さんからは家計の状況であるとかお子さんからは余暇の過ごし方であるとか、そういった生活実態を聞き取りしているものです。 また、19歳から39歳までについては、他区が同様の調査をやっておりまして、ここでの調査は大体30問程度ですが、暮らし向きや生活状況、自己肯定感、人とのつながりなどを調査しようと考えています。
大山会長	ありがとうございました。 いかがでしょうか。
八記委員	ありがとうございます。今の説明を伺って、さらに2点確認したいと思います。 1つ目は、30問程度の設問を予定しているのであれば、その仮のたたき台をこの場で共有していただかないと、議論が難しいのではないかと思います。 2つ目は、貧困対策を目的とした調査であるという説明でしたが、この会議自体の目的として、子ども家庭計画全体の検証を扱うのかどうかという点です。 私は、この会議で子ども家庭計画全体の検証も扱うものと認識していたため、子どもの権利に関する議題も入っているのだと受け止めていました。 「杉並区子ども家庭計画」の16ページに「計画の体系」として、目標と施策1から施策4までが記載されています。 この施策1から施策4までの内容について、どのように検証していくのか、その点も併せて教えていただきたいと思います。
大山会長	説明をお願いします。
子ども政策担当課長	こちらの「子ども家庭計画」は複数の法定計画を合本した内容になっております。 77ページを御覧ください。ここから先が「子ども・子育て支援事業計画（第3期）」になっておりまして、こちらの内容については、昨年第2回で6年度分を検証していただいた内容です。今年はこちらの計画の7年度分を第2回目で検証していただく予定です。検証方法につきましては、後ほどご説明させていただきます。 次の議題にはなりますが、子どもの権利の保障に関する部分については、冊子全体の事業、取組の中から特に子どもに関連性が高いものを第2回で検証いただければと考えています。
大山会長	よろしいでしょうか。
八記委員	そうしますと、16ページにある「施策1」から「施策4」までの内容について、第1回と第2回を踏まえて検証していくという認識でよいのでしょうか。 もし違うのであれば、子ども家庭計画のどの部分をこの会議で検証す

	るのかを明確にしていきたいと思います。 また、先ほど30問程度の設問があるとの説明がありましたが、設問案が示されていない中で、私たちはこの調査について了承する、あるいは意見を出すということになるのでしょうか。
子ども政策担当課長	本日ご意見をいただきたいところは、例えば、今回行う実態調査について、こういう設問が有効ではないか、そういった提案がございましたら可能な限り反映させていただきたいと考えております。
八記委員	確認ですが、30問程度の設問案が示されていない中で、各委員がそれぞれアイデアを出すという趣旨でよろしいでしょうか。
子ども家庭部長	先に、子ども家庭計画全般に関するご質問について説明します。 子ども家庭計画全般について意見を述べる場がないのではないかとというご指摘ですが、計画を改定する際には、これまでも意見を伺う場を設けてきました。 具体的には、令和6年度の第1回会議で、子ども家庭計画改定の考え方を示し、第2回会議で骨子案について意見交換を行いました。その後、第3回会議で素案を示し、さらに令和7年度第1回会議では、パブリックコメントの結果を報告しています。 このように、計画改定の各段階で、施策の方向性についてご意見をいただく機会を設けてきたところです。 また、先ほど事務局から説明したとおり、今年度は総合計画・実行計画の改定があります。これは子ども家庭計画の上位計画に当たるものですので、子ども分野に関する実行計画事業の改定案についても、今後、この会議で報告し、ご意見をいただく機会を設けたいと考えています。その中で、こうした方がよいのではないかとというご意見があれば、受け止めてまいりたいと考えています。
大山会長	この点は、私の専門分野にも関わる話ですので、少し補足します。この子ども・子育て家庭の実態調査は、もともと子どもの貧困対策の推進に関する法律ができた際に、貧困状態にある子どもたちの生活実態を把握する必要があるということから、内閣府が主導して調査票を設計し、自治体でも同様の枠組みで実施してきた経緯があります。 調査では、子育て世帯全体の生活状況を把握した上で、その中で貧困状態にある子どもたちの生活が、一般の家庭と比べてどのような状況にあるのかを把握することが目的とされています。 例えば、所得の状況と、電気・ガス・水道が止まった経験、進学に対する不安、保護者のメンタルヘルスなどの関係を把握し、施策の改善につなげていくものです。 杉並区でも、これまでの調査結果を蓄積し、今回が2回目の調査となるということです。 基本的には、他自治体との比較や経年比較ができるよう、これまでの様式を活用する必要があります。その上で、杉並区として追加すべき項目や、対象年齢を広げる部分などについて、今回ご意見をいただきたいという趣旨だと理解しています。
八記委員	今の説明は理解しました。 ただ、30問程度の設問内容を委員が知らない中で、追加すべき項目について意見を出すのは難しいのではないかと思います。 まず、既存の設問としてどのようなものがあるのかを示していただいた上で、それに不足があるかどうかを議論する形でないと、多くの委員は判断しづらいのではないのでしょうか。

大山会長	委員の皆様にとっても、それは難しいところがあると思います。事務局から、何か説明はありますか。
子ども政策担当課長	基本的に、生活に関することとなります。そのほか何か皆様のほうからこういうものを聞けるのではないかとのご意見がございましたら、その部分をお願いしたいということです。
大山会長	では、四童子委員、お願いします。
四童子委員	ご説明ありがとうございました。これは一度確かアンケートしますよということでこの会議で話した内容だったと思います。 障害のあるお子さんがいる家庭では、一般的に、母親が外で働くことが難しく、父親が就労を担っている場合など、経済的に厳しい状況にある家庭もあると認識しています。 そのため、そうした家庭にも調査票が適切に届くよう配慮していただけないかとお願いしたと思いますが、その点についてはどのようなになっていますか。
子ども政策担当課長	今回の調査は、令和8年7月1日の住民基本台帳から対象者を無作為抽出して行います。障害者手帳の有無等の情報に基づき、特定の対象を抽出して調査票を送付するという方法は、現時点では想定しておりません。
四童子委員	無作為抽出である以上、一定程度仕方がない部分はあると思います。ただ、本来の調査目的が、子どもや家庭の貧困状況を把握することであるならば、経済的に困難な状況に置かれやすい家庭の声を把握する工夫も必要ではないかと思います。 もう1点、子ども本人にアンケートを取る場合、書面を理解することが難しいお子さんの意見を、どのように把握するのかが気になっています。 紙に書くことは難しくても、自分の思いを伝えることができるお子さんもいます。 そのような声を最初から対象外とするのではなく、可能な範囲で受け止める方法を検討していただきたいという意見です。
子ども政策担当課長	前回の調査は、郵送した調査票に記入して返送していただく方法でしたが、今回はウェブ回答もできるようにする予定です。 二次元コードを読み込み、パソコン等で入力できるお子さんであれば、紙への記入が難しい場合でも回答できる可能性があります。 一方で、ウェブ入力も難しいお子さんへの対応については、現時点では十分に整理できていない部分があります。 いただいたご意見は、今後の調査実施に当たっての参考とさせていただきます。
大山会長	よろしいでしょうか。 ほかの委員の方もいかがでしょうか。
鈴木委員	過去の結果はホームページで確認できるとしても、どのような設問項目で調査を行い、その結果がどのようにまとめられているのか、設問全体の文言が分からないと、委員としては検討しにくいのではないかと思います。 ただ、今この場ですぐに用意することは難しいということでしたので、現時点では、設問内容を後で共有していただく前提で議論を進めるという理解でよろしいでしょうか。
八記委員	私は、前回調査の設問があるのであれば、印刷してすぐに配っていたければよいのではないかとイメージしていました。

子ども政策担当課長	前回の調査票は、対象ごとに複数種類あり、それぞれ45問程度の設問があるため、全体としてかなり分量のある資料になります。 そのため、本日その場で現物を配付し、それを見ながらご意見をいただくことは難しいと考え、事務局としては今回資料に添付しておりませんでした。
子ども家庭部長	何点かご意見をいただきましたので、整理してお答えします。 まず、四童子委員からご指摘のあった、障害のあるお子さんがいる家庭への調査のあり方についてです。 障害部門に確認したところ、昨年度、18歳未満を対象とした調査を実施していると聞いております。 今回の調査と項目がすべて一致するわけではありませんが、障害のあるお子さんがいる家庭の困りごとや経済的な状況などについて、障害部門の調査結果のうち連携・共有できるものは、今回の検討に当たって参考にしていきたいと考えています。 次に、調査票の設問内容についてです。委員の皆様から、設問内容が分からない中で議論することは難しいとのご意見をいただきました。この点は、事務局としても受け止めています。 現時点でこの場にすぐ準備できる状況ではありませんので、会長とも相談の上、前回調査の設問項目等について、後日メール等で委員の皆様と共有し、一定期間ご意見をいただく方法を検討したいと考えています。
大山会長	前回の調査票自体は担当課で保有していると思いますので、前回調査の結果とあわせて、委員の皆様にお送りし、一定期間ご意見を受けるような形が考えられると思います。 最終的にこの場で全てを確定するというよりは、委員の皆様からいただいた意見を受け止めた上で、正副会長と事務局で相談し、改めて方向性を整理するという進め方になるかと思います。 少なくとも、本日いただいたご意見については、会長として受け止めたと思います。
正村委員	経年で比較するというお話でしたが、何年に一遍くらい調査を実施するのか、計画はありますでしょうか。
子ども政策担当課長	前回調査は令和5年度に行いました。今後は3年ごとというところを1つ基準としてやっていければと、今のところは考えています。
正村委員	ありがとうございます。 経年比較を行うという点で、貧困に関する基本的な項目については、全国的な調査項目を踏まえる必要があると理解しています。 一方で、今回示されているような杉並区独自で追加する質問項目については、単に設問を示すだけではなく、何のためにその設問を設定するのかという趣旨を説明いただけるとよいと思います。 例えば、子ども家庭計画のどの施策について、外形的な数値だけでは評価できないため、子どもや保護者が実際にどう感じているかを把握したいのか。あるいは、今後新たな施策を検討するために、どのような実態を把握したいのか。 区として、どのような考えに基づいて設問を設定するのか、その背景も含めて示していただけると、委員として検討しやすいと思います。
大山会長	お願いいたします。
子ども政策担当課長	調査をする前に、調査の目的や使われ方については、冊子の前面に丁寧に書いて、それが区の中でどういう使われ方、どういう施策に及ぶか

	ということを説明した上で、調査に取りかけられるような仕組みを整えていきたいと思います。
正村委員	当然、調査を受ける方に説明することは必要だと思います。 その上で、この会議で設問設定について意見を述べるためにも、委員に対して、どの設問をどのような考え方で設定しようとしているのかを事前に示していただくことが必要ではないかと思います。 最終的に調査票に書く前の段階で、区としての設問設定の考え方を資料として示していただけるとよいと思います。
子ども政策担当課長	どういう意図で調査を行い、どのような観点から設問を設定するのかについて、共有できるようにしたいと思います。
大山会長	ほかにはいかがでしょうか。 八記委員、お願いします。
八記委員	四童子委員がおっしゃっていたことは、とても重要だと思っています。 目的のためにアンケートを取るのであれば、その目的に照らして、必要な層の声をきちんと把握できる設計にすることが大事だと思います。今回は貧困の実態把握が目的の一つであるならば、経済的に困難な状況にある可能性が高い家庭の声をきちんと拾う必要があるのではないのでしょうか。 例えば、障害のあるお子さんがいる家庭、父子・母子家庭などのひとり親家庭、安定した就労に結びつきにくい状況にある家庭など、家計的に厳しくなりやすい家庭があると思います。 無作為抽出という考え方自体は理解しますが、単に全体から無作為に抽出するだけでは、本当に把握すべき層の声が十分に拾えない可能性もあると思います。 一般家庭の状況も把握しつつ、一定のカテゴリーごとに必要なサンプル数を確保するなど、目的に応じた抽出方法も検討できるのではないかと思います。 また、調査対象について確認ですが、子ども本人だけではなく、保護者にも調査を行うという理解でよろしいでしょうか。
子ども政策担当課長	今回の調査は、子どもは小学校4年生から6年生、中学生、高校生世代というところで、保護者と対になるような形で考えております。小学校3年生以下については、保護者のみの調査となります。 貧困層に絞った調査のほうがよいのではないかというご意見を頂きました。確かにそのほうがより詳しく聞けるところもありますが、こちらで考えていますのは、無作為抽出をして経済的に困っている方がどのくらいいるのか、それが一般の家庭とどのくらいの生活状況の差が生まれるのか、その差というものを区としては何らかの手当てをしていきたいというところですので、一般のところも同時に測っていくというところが今回の調査の眼目の1つです。
八記委員	私も一般を取らないでと言ったわけではなくて、例えば、カテゴリーごとに各500件保護者を取るのであれば、一般家庭を500件取り、他のカテゴリーごとで適正な人数を設定いただき、無作為というのでも考えていただけるとよいのではないのでしょうかというご提案です。
子ども家庭部長	ご意見ありがとうございます。委員がおっしゃるのはなかなか難しいところが正直あります。貧困層に直接無作為でこの設問に回答いただくというのはなかなか難しく、調査については、他の自治体も同様ですが、基本的には無作為抽出で、年齢層の中で無作為をやった上でどのぐ

	らの貧困層がいるか、いわゆる貧困層と言ってもいろいろありまして、経済的な貧困なのか、経験が不足しているのかなど、そういった中でどのくらいいるか、それを経年変化で見るということをしております。先ほど会長もおっしゃったように、他の自治体も同じような調査をやっている中で、出現率は他区と比べてどうなのか、貧困の種類、体験格差など、そういったことの分析を行い、取組を検討しています。 正村委員からもお話がありました狙い、設問意図をお示ししてほしいというご意見はよく分かります。どういう仮説に基づいて設問をつくるのだろうということを、貧困に関する事業について、アンケート設問をつくるのは非常に難しく苦慮しているところです。 こういう項目を見たい、そのための設問をこうつくる、ということについて、提示できるものについては提示するように努力していきたいと思っております。
大山会長	ありがとうございました。 いかがでしょうか。
八記委員	比較をしたい場合は比較の材料とともに、目的は現状把握ではなく、改善していくことだと思っています。 先ほど四童子委員がおっしゃっていたように、ある程度障害児部門や、父子・母子家庭の層については、別立てでもいいので一定のボリュームが取れるような比較と実態の改善、この2つの目的を両輪にアンケートを取っていただけるとよいと考えます。設問項目は一緒にいいと思いますが、そこについて検討材料に入れていただければと思います。
子ども家庭部長	障害児部門でやっている調査のほか、ひとり親の実態調査というのも昨年度行っており、そういった調査結果も参考にしつつ今回の調査の結果も活用しながら、今のご意見も踏まえて対応してまいりたいと思います。
大山会長	ほかはいかがでしょう。 それでは、調査に関しては以上とさせていただきます。本件については改めて、一定期間意見を受ける場を設けるかどうかも含めて検討させていただくということでよろしいでしょうか。
	(異議なし)
大山会長	続きまして、議題(2)「子ども・子育て支援事業計画の進捗状況(令和7年度分)に係る点検・評価の方法等について」、説明をお願いいたします。
子ども政策担当課長	私から、子ども・子育て事業計画の進捗状況(令和7年度分)に係る点検・評価の方法についてということで説明させていただきます。 こちらは、昨年第2回で点検いただきました作業の7年度版という取組です。こちらの子ども・子育て事業計画につきましては、毎年度点検評価をして結果をホームページに公表するという手順がございます。区が点検・評価した内容について、皆様からご意見を頂き、その結果をホームページに出すという流れですけれども、その手順の確認とし資料5を用意させていただきました。 2の「点検・評価の目的」ですが、子ども・子育て支援事業計画の着実な推進を図ることを目的として、子ども・子育て会議の意見を聴き、毎年度における同計画の進捗状況を点検・評価するということです。 「点検・評価の方法」については、今回は、第3期の計画期間(令和7年～11年度)の初年度の点検・評価ということで、(1)から(3)の流れで行います。

	各所管課にて、令和7年度の各事業の「量の見込み」、「確保量」を計画数値と実績値との比較でこの事業が適切に運営されているのかという視点で評価いただくものです。 (2)で、各所管課にて令和7年度 of 取組内容や実績、課題等をお示しして、今後の見通しに対する対応の方向性というものをお示いたします。 区側で点検・評価の結果について、この会議の第2回で予定しておりますが、意見を聴取するというものです。 主な内容としては、こちらの冊子の79ページに「子ども・子育て支援事業の基本的記載事項」とございまして、「就学前の教育・保育」につきまして2点、「教育施設」と「保育施設」。それから2として「地域子ども・子育て支援事業」としまして、(1)から(15)までの15事業の見込み量と実績値の辺りを次回確認いただくという予定です。
大山会長	杉並区子ども・子育て支援事業計画の着実な推進をするために、必要な毎年度の点検・評価について、今後のスケジュールも含めてどのように進めていくかご説明いただきました。 ご質問やご意見があれば、挙手をお願いいたします。
八記委員	今お話しいただいた内容について、スケジュールを見ると8月に「点検・評価の実施」とあるのですが、8月にスタートさせるのでしょうか。
子ども政策担当課長	おっしゃるとおり、8月に区で職員が点検をおこない、まとめたものを次回の会議でお示しする予定です。
八記委員	その場合、第2回で点検・評価の内容を全て確認して、それを踏まえて決定するというプロセスで認識はあっていますか。
子ども政策担当課長	会議の場で区が作成した点検・評価についてお示しし、ご意見をいただきまして、そのご意見を反映させたものをホームページで公表していく流れです。
八記委員	点検・評価の案に対して、どのタイミングで委員は検討すればよいでしょうか。
子ども政策担当課長	本日は、手順をお示しし、次回の会議で実際の数字を見て確認していただくことになります。次回、数値や方向性に対してご意見をいただきたいと考えております。
八記委員	点検・評価の案について、ここでお伝えした意見が適切に反映されているか検討し、その検討を踏まえてホームページに掲載するような流れを想定していますか。
子ども家庭部長	子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づく法定計画ということで、子ども・子育て会議等の場で意見を伺うこととなっています。 このフォーマット自体の様式等については記載事項が決まっているため、これについては進め方の方向性について、この場で意見を伺っております。 あくまでも法定事業計画に基づく中身なので、案を示す段階で皆さんにお示しさせていただき意見をいただくことを考えています。その場におきまして「この数字がどうなの」、「ここは何でこの数字になっているのか」、「ここの記載はどうなの」という話や、過去のご意見を引き合いに出させていただきますが、四童子委員のほうからも障害の部分についての数値など記載がないとのご意見を賜っていますので、今回はそういったものを含めて盛り込んでいきたいと思っております。 任意で調整できる部分については盛り込ませていただくなど、次回の

	子ども・子育て会議の場におきまして、次回は早めにお示しさせていただきたいと思いますが、そこの中でご議論いただいた上で、いただいたご意見を踏まえて決定していきたいと考えています。
八記委員	改定をするに当たり、各委員が検討するタイミングを設けてほしいと考えています。各現場から委員さんが来られていて、各現場の現状や問題を計画に反映した案にならないければ意味がないのではと思っています。
子ども家庭部長	子ども・子育て支援事業計画自体については、需要と供給のバランスの数字について示させていただく内容になっておりますので、そこについての適否について意見を頂くというものです。 また、関係団体を含めての意見の反映ということにつきましては、子ども家庭計画本体や、その上位計画である実行計画の改定を今年度行う予定ですので、そこで意見を賜った上で、こういう考え方で区としては考えているが、委員からこれについてはこうすべきではないか、という意見をいただく場について設けたいと思っています。
八記委員	それは、このスケジュールで言うと、どこのタイミングになるのでしょうか。
子ども家庭部長	この案で行きますと、実行計画の改定につきましては3回目になります。この「総合計画との改定案について」ということで、子ども家庭分野についての部分をご説明させていただきたいと思います。いわゆるパブリックコメントという意見を言える場のタイミングになっておりますので、それに合わせて区としての考えをお示しさせていただき、ご意見を頂きたいと考えております。
八記委員	分かりました。
大山会長	よろしいでしょうか。
正村委員	これは去年の第2回のときに配られた点検・評価のまとめについてという冊子ですが、基本的にはこの冊子で計画の数字と実績の数字がこうなっていましたという事実を淡々とまとめた資料が第2回で配られて、その内容について、書いてある数字と記載されている日本語の齟齬が間違いないかなど、その辺りを確認して承認するという手続きということでしょうか。
子ども政策担当課長	基本的には委員の発言のとおりでございます。
大山会長	よろしいでしょうか。
中島委員	ここで質問すべきことなのかどうか分からずにいるのですが、今、この資料を見ていて79ページの「子ども・子育て支援事業計画基本的記載事項」の項目を見ていたのですが、単純な質問で、いろいろ「私立保育園」とか「区立子供園」とか書いてあるのですが、保育施設の中に「認可外保育施設」というのがあります。ここに出ている中にここにある「認可外保育施設」以外の、要するに東京都に登録している純粋な認可外施設というのは、この項目の中には検討課題にも挙がってこないということなのでしょうか。
保育施設担当課長	こちらの計画につきましては、保育のいわゆる箱の整備する数というところで、この計画に対しての区としてこれだけ保育施設として定員ができます、整備されますという中のこの計画の項目というところになりますので、この計画上で入っていない認可外保育施設、杉並区内に運営されていることは重々認識しておりますが、あくまでもこの計画に基づい

	て整備量を示し、それに対してどれだけのニーズがあったか、そういった立てつけになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。
中島委員	分かりました。去年から誰でも通園制度とか、それを認可外にどうするのかとかそういうことをずっと話しているのですが、必ずこういう項目の中に入っていないのです。一番的確に利用者の要求に応えられる柔軟さがあるところが入っていないというのが、非常に毎回気になっていて、課長たちはうちの状況もご存じなので私が言いたいことは十分分かると思います。必ずこういう項目に入ってくる以外のところが一番柔軟だということを理解していただいた上で、こういう検討課題、正直言って認可外も全て監査を受けるわけです。おまけに東京都と杉並区と両方の監査を認可以上に受けるのです。にもかかわらず、こういう何かの検討課題というところにそれが入ってくることがほとんどないという現状があるのが、毎回いつになったら加わるのかなというのが非常にあって、今年は誰でも通園制度を認可外でもうちのように、認可と両方やっているところとか、そういったところでいろいろなニーズに対しての対応ということで入っていたもので、またこの検討課題には入っていないのかということを感じたので、質問させていただきました。
保育施設担当課長	整備量をしっかりと計画的に把握したいというところでございますので、認可外の利用者の重要なところを担っているという認識はありますが、私たちも理解はしておりますが、ご理解いただきたいと思います。
大山会長	いかがでしょうか。
八記委員	先ほどと同じ認識ですが、点検・評価は目的や対象、アンケートの内容について、ここで検討していくと思っておりますが、そこについてはどのようにお考えでしょうか。
子ども政策担当課長	今回お示しさせていただきました事業の枠は、子ども・子育て支援事業計画で決まっている範囲での作業です。制度上での立てつけの中でやらせていただくということをご提案させていただいており、これ以外の部分については、評価方法は設定されておりません。
八記委員	この評価の仕方でもいいのかというのを、この会議の委員にしっかり確認をして、漏れている視点など出てくると思うので、それを踏まえて実施していただかないと意味がないと思います。点検・評価を行う前に、委員に主旨、内容、具体的な設問ややり方をご提示いただき、意見を反映していただくプロセスを踏んでいただければという意見です。
子ども政策担当課長	今回の作業につきましては、あくまでも決められた範囲での点検作業ということになりますので、思いとしては十分分かっているつもりではありますが、今回は確保量、見込み量、それから実績値、ここが区の見立てが合っているかどうかという視点でご意見いただくという場です。保育所の問題であるとか、こういう運用があるのではないとか、そういった部分につきましては、今回の点検・評価の対象とはなりません。
子ども家庭部長	委員から評価の視点も示してほしいというお話がありましたが、これは先ほどから申しているとおおり、計画量、数字の問題です。あくまでも数字が今こういう需要があって、供給量としてはこれがある。これが足りているか足りていないかを見ていただく、これがまず1つの指標になります。 その上で、各委員にご意見を頂きたいのは、この裏面のところで凡例も示させていただいておりますが、実施状況と今後の見通しと対応の方向性を区として示させていただきます。それについて数字を見た上で区と

	してはこういう実績があつて、今後の方向性はこう考えているというのを お示しさせていただきますので、各委員がそれを見た上で、「いや、 こうではないのではないか」とか、「これについては何でこういう方向 性になったのか」というところを議論いただければと思っております。
八記委員	去年も出た議論にはなりますが、量の問題とは別に、質についてはど うやって評価をし、改善していくのかという話がありました。 去年も数字だけが出てきて、質に対する数字は出てこなかったので、 点検評価については、質の現状把握のための設問にも広げていく必要が あると思いましたが、いかがでしょうか。
子ども家庭部 長	各施策事業については、事務事業評価で一定の評価指標、成果指標を もって指標しているものがありますので、もしそういった観点の中で1 つの質の部分についてのご意見を賜るために参考に必要だということ であれば、そこについては少し研究させていただきたいと思います。 ただ、計画上にそもそもそれを盛り込むということ自体は、法定事業 計画の中身なのでこれ自体のフォーマットは変えられないと考えてお りますが、そういったお示しのことについては、研究させていただき たいと思います。
大山会長	よろしいでしょうか。 ご発言ありがとうございます。では、本件については了承といたし ますが、よろしいでしょうか。
大山会長	続きまして、議題（3）「子どもの権利の保障に関する施策の実施状 況に係る検証の方法等について」、説明をお願いいたします。
子ども政策担 当課長	それでは、資料6を御覧ください。こちらは、昨年、第1回の子ども・ 子育て会議におきましてお諮りし、ご意見をいただき、今回お示しさせ ていただく内容です。 子どもの権利の保障に関する施策の実施状況（令和7年度）に係る検 証の方法についてです。この検証は、昨年4月に施行しました「杉並区 子どもの権利に関する条例」の第11条の規定に基づき、子どもの権利の 保障に関する施策についての計画を「杉並区子ども家庭計画」として実 施状況を検証し改善するため、この会議にて検証方法について報告しご 意見を頂くというものです。 1の「検証の目的」については、子ども及び子ども・子育て会議の意 見を聴き、施策の改善を図るためにということで、条例の視点がござい ます。 4つの基本理念があり、一つ一つ基本理念を直接事業評価に充てると いうのは難しいことから、ここで評価の観点として、例えば1番目「差 別的な扱いを受けることがないようにすること」ということは、具体的 にどういうことか、全ての子どもが公平に利用できるようになっている かとか、こういった視点で区の事業を評価していくというものです。 評価の方法としては、まず区の所管がその評価軸で評価を行って、区 の職員が行った評価に対して皆様からご意見をいただくという内容で す。 裏面をご覧ください。対象となる施策についてですが、先ほど説明の 中で申し上げました、今回も「子ども家庭計画」に記載されている事業 が対象となります。この中で特に子どもに直接関わる部分や関係が強い ものを抜粋し、施策1～4を振り分け、取組について評価していこうと いうものです。 今回は皆様以外にも、条例上、子どもからの評価も行おうとありますの

	で、「(仮称) ミライバ」、これまで子どもワークショップをやっております、対面式に加えましてアンケート形式という二通りの子どもからの意見聴取を行うと、中段のところに「(仮称) ミライバ」の説明がございしますが、このワークショップからも意見を募って、皆様の意見と併せて評価につないでいきたいと考えています。 (2)の「評価の内容」としましては、検証対象とする取組について、各所管課が令和7年度の実施状況を4つの検証の観点から評価を行い、課題や改善点を明らかにします。こちら8月頃、各所管で点検・評価を行って、次回この結果をご報告させていただき、皆様からご意見をいただきたいというところです。 結果につきましては、最終的に意見を頂いたものを含めましてホームページ上で公表していくという流れです。
大山会長	本件につきましてのご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
四童子委員	子どもの権利に関することですので、学校に関する課題についても、この会議の中でどのように扱っていくのかという点は重要であると考えています。 杉並区においても、いじめ重大事態が複数発生し、その中には対応が長期化している事案もあると認識しています。また、長期間にわたり登校が難しい状況に置かれているお子さんもいる中で、そのようなお子さんの権利をどのように保障していくのかは、子どもの権利に関わる重要な論点だと思います。 もちろん、学校に関する事項については、区長部局ではなく教育委員会の所管であることは理解しています。ただ、子どもの権利を考える上では、教育分野に関わる課題についても、委員の意見を何らかの形で受け止め、関係部署につなげていく仕組みが必要ではないかと考えています。その点について、区としてどのようにお考えか伺います。
子ども政策担当課長	ただいまの意見、私も区の一員として非常に重く受け止めさせていただきたいと思います。本当にご本人のことを思うと、なかなか軽々しく言えることではないのですが、今頂いたご意見を内部で共有させていただき、思いを担当部局に伝えます。区民の皆様の思いをしっかりお届けしていきたいと思います。
四童子委員	あくまで子育て会議の審議会の中で学校のこととか、ここでトラブルや困難を抱えているお子さんのことについて話し合うことが一切ないということに対して非常に違和感を持っていて、そういう方はほかにもいらっしゃるのではないかなと思うのですが、そうであればPTAの役員の方にも参加いただいているわけですから、ご意見をいただく場があってもいいのではないかなと思っております。
子ども政策担当課長	PTAの皆様もいらっしゃる場所でこの場で解決する、そこを受け止めて形にしていくというのはなかなか難しいことではあるのですが、今いただいた意見は何かにつなげていければと考えております。将来的にこういうことができるというお約束がこの場でできないということは大変心苦しいのですが、思いは何か形にできるものが探していけるのではないかと考えております。
大山会長	四童子委員、よろしいでしょうか。 ほかの委員の皆様いかがでしょうか。
八記委員	子ども・子育て会議なので、年齢も中学生まで対象に広がっている中で、学校にスポットを当てて、これも踏まえて次の計画にどう反映させ

	ていくのか、アイデアを教育委員会にどうつなぐかということも必要になってくると思っているので、四童子委員に言っていただいたことはぜひ反映していただければと思っています。 また、私の認識ですと、パブコメが行われるときは大体内容が決まっています。パブコメの意見を踏まえて内容が大きく変わったというのは、これまでの杉並区の行政で正直実態として見たことがないので、パブコメにかける前のタイミングで、ここにいるリアルな杉並区民の子ども・子育ての現場に接している人たちの声をちゃんと吸い上げて、反映できるようにしていくのかというプロセスを、ぜひパブコメをする前の案づくりのタイミングでやって、委員の案を反映したものをつくっていただければと思っています。
子ども政策担当課長	子どもの権利の保障の部分も含めた総合計画の子ども分野に対しての意見も含めてと理解させていただきます。こちらは12月頃の予定でパブコメはまだ終わっておりませんので、いただいたご意見につきましてはしっかり反映させられるような形を考えていきたいと思っています。
大山会長	よろしいですか。何か補足の説明は。
渡邊委員	今、いじめに関するお話がありましたので、関連して発言いたします。情緒学級についてですが、杉並区には、情緒障害等に対応する固定級が設置されていません。通級による支援と固定級による支援とでは、支援のあり方や子どもへの関わり方に違いがあると感じています。 私自身、日頃からこの点を課題として感じており、児童心理に関わる専門職の方からも、杉並区に固定級がないことについて課題意識を伺ったことがあります。 杉並区は子ども・子育て施策に熱心に取り組んでいる一方で、この点については今後さらに検討が必要ではないかと考えています。 他区では固定級を設置している区もあり、近隣区でも同様の取組が行われていると承知しています。 いじめや不登校の背景には、さまざまな要因がありますが、その中には、子ども同士の理解の違いや、発達特性等に起因する相互理解の難しさの関係している場合もあると思います。そうした子どもたちに対して、どのような支援体制を整えていくのかは、今後ますます重要な課題になると考えています。 また、近年、学校現場では、個別の支援を必要とする子どもへの対応が増えていると感じています。入学式などの場面でも、支援を必要とするお子さんに複数の職員が付き添うような状況を見かけることがあり、以前と比べても学校現場で求められる支援のあり方が変化してきていると感じています。 現在も、学校ではさまざまな支援体制を工夫していただいていることは理解していますが、個別対応を積み重ねるだけではなく、5年後、10年後、20年後を見据えた支援体制のあり方を検討することも必要ではないでしょうか。 令和11年度までの計画の中で、直ちに全ての学校に固定級を設置することは難しいとしても、情緒学級の固定級の設置や、発達特性等のある子どもへの支援体制の充実について、段階的に検討していくことが必要ではないかと考えています。 こうした取組は、いじめや不登校の予防・改善にもつながる可能性があると思います。この点について、区としてどのように考えているか伺います。

学童クラブ整備担当課長	直接の所管ではないのですが、特別支援教育課にいたことがあるのでお話しさせていただきます。 確かに情緒学級というのは杉並区にはございません。ただ、知的な遅れがない、いわゆる生活に困難を抱えるお子さんというのが現実にはいらっしゃるって、そういった支援が必要であるというところで特別支援教室を設置しています。 特別支援教室は通級ではなくて、先生方が拠点校にいて各学校に行って、お子さんはその本籍の学校でクラスから抜き出しというか、個別の教室でその同じ学校の中でそういった困難を抱えるお子さんに対応するという取組をやっておりまして、現時点で小中学校全てそういった対応をしていたと思います。 なので、情緒学級はないのですが、そういった取組というのは随分前から、もう５年以上前だと思いますけれども、そういった取組はしているというところで、そこはご理解いただければと思います。
渡邊委員	それはもちろんないよりあったほうがいいし、すごく感謝しております。一昔前はそれもなかったのですが、もう一步、対象の子たちが増えているのは確実なことだと思うのです。だから、もう一步踏み込んでステップアップしていただきたいと思っているのです。 その子たちがクラスに戻ったとき、その子たちもそうだけれども、周りにいる子にも波及していってしまうので、確実にこれからももっともっと、それこそいろいろなことでＩＣＴ導入だとか何とかといって、昔の教育ではなくて、できる子はどんどんできる。そうでない子は置いてきぼりではないですけれども、そういったことも起きるのではないかなとすごく懸念されていることがあるので、そういうことも計画の中に１個もないものですから、考えていただきたいなという要望です。今年、来年、再来年は無理であっても、できたからいいだろうではないのではないかと、子どもたちを見ていて現場としては危機感があります。
学童クラブ整備担当課長	教育に関わることになりますので、どうしてもそもそも根本の成り立ちの法律の立てつけが違うとか、そういったところがございます。ただ、一般の方から見れば同じ子どもではないかというところはおっしゃるとおりだと思います。ただ、区としてそういった立てつけがある中で今確実にできることは、今おっしゃっていただいた特別支援教室があるのは分かるけれども、そういった困難を抱える子が増えている中でもう１つステップアップしてはどうかといった意見があったということは確実に教育委員会に伝えることはできますので、そういった対応はさせていただきますと思います。
渡邊委員	ぜひよろしくお願いします。
大山会長	よろしいでしょうか。 まだ議事が続くのですが、予定ではこのぐらいの時間で毎回終わっております。子育て中の委員の方もいらっしゃいますので、一旦ここで暫時休憩とさせていただきます。家庭に事情がある方につきましては、必要に応じてご退席いただいて、５分後再開という形で、一旦休憩とさせていただきます。ありがとうございました。
	(休憩)
大山会長	それでは休憩時間が終わりましたので、続いて、議題（４）「保育提供体制の確保のための実施計画について」の説明をお願いいたします。
保育施設担当課長	資料７を御覧ください。 この実施計画の内容の説明の前に、あらかじめお断りさせていただき

	ます。こちらの実施計画案については、国から定められた様式で作成しています。先ほどの議題（２）でもお話がありましたが、昨年の子ども・子育て会議での、子ども・子育て支援事業計画の進捗の議論の中で、委員の皆様から計画の中に障害児の数字がないといったご指摘をいただいています。先ほども子ども家庭部長からお伝えさせていただきましたとおり、昨年度ご意見いただいた点については今年の進捗状況の報告の中に反映させていただいて、工夫を図って報告をしていきたいと考えています。あくまでもこちらの資料については「国から定められたもの」ということでご了承いただきたく存じます。 それでは本題の説明をさせていただきます。 区では、これまで保育提供体制の確保のための実施計画を毎年度国に提出し、財政支援を受けてきました。今年度からこの計画の提出に当たって、子ども・子育て会議等の意見を聴くこととされましたので、今回議題に上げさせていただいている次第です。 財政支援を受ける予定の事業といたしまして、２つ挙げさせていただきます。（１）が「保育士宿舎借り上げ支援事業」、（２）が「都市部における保育所等への賃借料支援事業」ということでございます。 （１）の保育士宿舎借上げについて、持続可能な保育提供体制の確保には保育人材の確保・定着が不可欠です。本事業については住宅費負担の軽減を通じまして、人材確保や離職防止につなげ、安定的な保育運営基盤の確保に資する取組でありますので、これは財政支援を受けたいというところでございます。 （２）の賃借料支援事業について、都市部特有の高い賃料が、民間施設等を賃借した保育所等の運営にとって、大きな負担となっているという課題があります。賃借料の負担軽減と安定的な施設運営の支援を通じて、柔軟な保育提供体制を維持していくことを目的としまして、こちらにも引き続き財政支援を受ける必要があると考えています。 ２つ目の、実施計画の内容が国から提出を求められている資料です。こちらについては、今年度支援を受ける、受けないということになりますので、令和８年の実績の②「申込者数」と④「利用定員数（整備量）」をご覧ください。②のニーズが１万４,３９４ございまして、整備している定員の数、いわゆる整備量が１万５,６３０ございます。これは９割超え、９２％ほどになっています。これだけの保育需要がありますので、安定的な保育運営をしていくために、財政支援を受けたいというところでございます。 今後のスケジュールでございますが、国への提出期限の関係がございましたので、この実施計画は案という形で既に提出させていただいております。意見聴取は提出の後でも問題ないという確認は取れていますので、この子ども・子育て会議での意見を踏まえ、改めて国へ報告します。国の採択を受けた後、１０月頃に国から補助金の要綱の発出を受け、補助金の交付申請を行う予定でございます。
大山会長	「保育提供体制の確保のための実施計画について」ご説明いただきました。皆様からのご意見、ご質問等があればお願いします。 よろしいでしょうか。それでは本件につきましては了承といたします。
大山会長	次は、報告事項の（２）です。「杉並区児童福祉審議会の設置について」、説明をお願いいたします。
子ども家庭部	令和８年、１１月の区立児童相談所の開設に伴いまして、児童福祉法の

管理課長	規定に基づいて杉並区児童福祉審議会を設置いたします。その所掌事項、組織等についてご報告させていただきます。 児童福祉審議会が実際に何をやるかということにつきましては、児童福祉法に基づきまして、保育所等の認可、児童への措置、里親の認定に当たっての意見聴取を行います。また、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項の調査審議をすることとなっています。 組織としましては、委員20名以内で組織をいたします。委員は、審議会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができる者であって、児童または知的障害者の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験者であるもののうちから区長が委嘱することとなっております。具体的な専門分野としては、例えば児童関係に精通した大学教授の方ですとか弁護士の方、医師の方を想定しています。 委員の任期は原則2年となっています。また、臨時委員の任期は特別の事項の調査審議等の期間となっており、時限的となっています。 会議の開催予定等に関しましては、この審議会本体につきましては年2回程度を想定しています。 この審議会本体につきましては原則公開ということで、資料や会議録については区のホームページにて掲載させていただきます。 この本体の審議会以外に部会を設置いたします。部会につきましては特定の事項、特に個人情報をおかなり取り扱うことから、部会の会議は原則非公開となっています。 審議会の設置日は、令和8年の11月1日ということで、初回の会議は設置後速やかに開催予定ということで11月初旬頃を予定しています。
大山会長	杉並区児童福祉審議会の設置についてご説明いただきました。皆様からのご意見、ご質問等があればお願いいたします。 四童子委員、お願いします。
四童子委員	この1の「所掌事項」の中に「知的障害者」と記載がありまして、具体的にどのような知的障害者に関する事項を想定しているのかお示してください。
子ども家庭部 管理課長	部会を幾つか設ける予定でして、例えば措置に関する部会で、区が実際に実施する措置に対して児童またはその保護者の意向が一致しない場合に意見聴取をこの審議会に求めるということがありますが、例えばその児童の方が知的障害の方という可能性がある場合には、その知的障害者の方に関しての調査の審議をする、といったことです。
四童子委員	児相を設けることによってこの審議会がという文脈について「知的障害者」となっていますが、「知的障害児」ではない区の理由であるとか、「知的障害者」なのであれば具体的に何を検討するのかお示しいただけますでしょうか。
子ども家庭部 管理課長	こちらは法律の文言をそのまま取ってきたというところもありますが、具体的には児童が対象になるということと、「知的障害者」というところで非常に幅広い方が対象になるということも可能性としてはありますので、そういったことから「知的障害者」という表現を使っています。
四童子委員	法律の文言そのままということですね。だったら、しょうがないです。 もう1点なのですが、本年11月に開所予定ということで、本当に大変な中で進めていただいているのだと思いますが、既に児相を設置している他区の運営実績や課題を踏まえて、杉並区として特に重視している課題は何ですか。

児童相談所設置準備課長	他区の状況を踏まえての一番の課題は専門性の向上、職員の質の担保、ここが一番大切だと思っております、それに今鋭意取り組んでいるということです。
四童子委員	ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います、先日の本会議でも似たような質問があったかと思うのです。果たして本当に担保ができるのかということに非常に不安に思っております。児相というのは非常に強い権限があって、親から子どもを取り上げるということすらできてしまう強権を持っているわけです。そのような中で職員の専門性の確保や人材育成、組織内のチェック体制やスーパーバイズ体制ももちろん検討されていらっしゃると思うのですけれども、本当にこの11月で間に合うのかというのが不安なので、一言意見をお伝えしたいなと思いました。
大山会長	特に回答は求めないということでよろしいですか。
四童子委員	もう決まっていることですから、意見ということです。
大山会長	ほかの委員の皆様からのご意見等はいかがでしょうか。 それでは、児童福祉審議会についての質疑はこれまでとし、続きまして、（３）「区内の保育所等における被措置児童等虐待案件の状況等の公表について」の説明をお願いいたします。
子ども家庭部管理課長	前回３月に行われましたこの子ども・子育て会議の議題で、「区立保育所等における不適切事案等の未然防止、再発防止及び発生時の対応について」議題に上げさせていただきました。こちらの対応状況について公表ということで内容をまとめましたのでご報告させていただきます。 区内の保育園、学童クラブ、幼稚園等において発生した虐待の状況等を定期的かつ的確に把握するために、虐待の防止等に向けた取組を着実に進めるため、児童等の虐待案件の状況等を公表するという内容でございます。 １番の「基本的な考え方」です。公表する項目につきまして、主に３つに分かれています。 １点目が「被措置児童等虐待案件の状況」 ２点目が「国へ報告した重大事故の状況」 ３点目が「特に子どもの安全確保の観点から区民への周知が必要と認めるもの」です。 まず、１点目の「被措置児童等虐待案件の状況」については、児童福祉法に基づき、区が所管行政庁として区長があらかじめ指定した学識経験者に報告した措置件数ということで、意見を伺っております。こちらは後ほど別表を御覧いただきますが、通報件数、要対応件数、虐待該当・非該当件数ということで公表する予定です。 令和８年の11月以降については、先ほどご説明した児童福祉審議会に報告をする内容となります。 ２点目の「国へ報告した重大事故の状況」です。こちらは死亡、意識不明、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故の発生件数を、公表します。なお、重大事故が発生した施設等の特定を防ぐため、施設等を以下のとおり区分して件数を公表いたします。 分類は、ア「保育所、地域型保育事業等」ということで記載のとおりです。 それ以外、イ「上記以外の施設・事業」、学童クラブや幼稚園等で区分しています。 ３点目は、「特に子どもの安全確保の観点から区民への周知が必要と

	認めるもの」、こちらは本年2月に区が策定しました「事件・事故等に係る情報の公表に関するガイドライン」というものがございまして、こちらに基づき公表した事故の件数を公表することを考えております。 裏面を御覧ください。「公表の時期」については、毎年度6月頃を想定しています。なお、区が被害等の態様や程度等を勘案し、緊急性や重大性が高いと判断したものについては、その概要等を速やかに報道機関等へ情報提供するとともに区のホームページで公表します。ただし、公表することにより、被害者に不利益をもたらすことや警察等の捜査に支障を来すおそれがある場合は、一部削除、または一般化して公表もしくは非公表とする予定です。 資料9の別紙を御覧ください。このような内容で区のホームページに公表をする予定です。委員の皆様へ先日お送りした資料と一部変更がございまして。基本的な表現等の整理をしたということと、大きく変えたところとして、①の「被措置児童等虐待案件の状況」のところ、※印の2行目からです。こちらは通報件数4件、令和7年度は要対応件数4件、虐待非該当3件、差が1件出ていることの説明を加えさせていただきました。通報を受けた案件については、調査結果も含め区長があらかじめ指定した学識経験者に報告をしています。意見聴取を7年度から行っております。そのうち令和7年度の要対応件数のうち1件は、令和8年度に持ち越して報告するというところで、こちらの数字が異なっております。 ②の「国へ報告した重大事故の状況」につきましても、記載のとおりです。 ③「特に子どもの安全確保の観点から区民への周知が必要と認めるもの」につきましても、区立保育所における園児の抜け出し事故が2件。こちらの2件は②の「国へ報告した重大事故の状況」以外のところ、②の※のなお書き以降です。保育所、地域型保育事業等においては、この28件以外に、迷子・置き去り・連れ去り等が発生、または発生しかけたものを東京都に11件報告しており、この11件の中に含まれる2件です。それ以外に、区の学童クラブのおやつ提供事故が7件発生したということで、こちらを6月中に公表する予定です。
大山会長	ありがとうございました。皆様からのご意見、ご質問等があればお願いいたします。 お願いします。
八記委員	ありがとうございます。確認ですが、公表の目的というのはどういうものでしょうか。国から来ているとは思いますが、目的を教えてください。
子ども家庭部 管理課長	資料9の最初のページの冒頭、公表することによって発生した虐待の状況等を定期的かつ的確に把握して、虐待の防止と取組を着実に進めるとありますが、公表することによって件数の把握と同時に再発防止策についてもしっかり考えていくということで、公表を行うということです。 本来はおっしゃるとおり国と都に報告するのですが、それ以外に区として、特に③のところについて、「特に子どもの安全確保の観点から区民への周知が必要と認めるもの」ということで、区としてしっかり公表していくということです。
八記委員	ありがとうございます。極論を言うと、報告のものと国など上に対する報告と、他には区民に対して周知をすることで、こういうことが起き

	ないようにしていくということを実現していくために行われるという認識で合っていますでしょうか。
子ども家庭部 管理課長	基本的にはそのとおりでございます。
八記委員	ありがとうございます。そうすると、民間の場合、こういうことが起きましたという数字だけではなくて、それに対してどのような問題であって、どういった対策を打っていますというところもまで報告のセットになるとよいと思っているのですが、このあたりはどのようにお考えですか。
子ども家庭部 管理課長	再発防止については当然区の中でしっかり考えていかないといけないことだと思っております。特に③のところですが、関連する報道機関等に公表する際には再発防止も併せて公表しています。また、基本的には件数の公表というところで特定のどこの施設でどういった事案だということ、個人情報や施設の特長によってあらぬうわさが流れるなど、様々な懸念もありますので、この公表についてはあくまでも件数ということで、再発防止策については当然区の中でしっかり検討していく考えです。
八記委員	それも一緒に報告される、または公表の中にセットとして伝わるという認識でよいでしょうか。
子ども家庭部 管理課長	この公表の中では、あくまでも別紙の件数のみを公表いたします。③のところでは、例えば、報道機関に周知する際に当然再発防止策も併せて周知をしております。③に関しましては、しっかり再発防止策も含めて公表していくということになるかと思います。 それ以外に関しては、例えば、具体的に「負傷等」というのが子どもの骨折ですとかそういったことなのですが、当然施設の中で、何か起きた園なのか、保育事業所なのかということなのですけれども、その中で課題検証というのは、当然その中ではなされていきますが、この公表に関しましては、あくまでも件数のみということになります。
八記委員	ありがとうございます。
大山会長	そうしましたら続きまして、報告事項（４）「５歳児健康診査モデル事業の実施について」の説明をお願いいたします。
地域子育て支 援課長	私から資料10についてご説明させていただきます。 ５歳児健診については、国から令和10年度までに全国の自治体での実施を目指す方針が示され、本区では、医師会との意見交換などを行いながら検討を進めてまいりました。その結果、今年度モデル事業を実施することとしましたので、以下ご報告いたします。 項番１「健診の概要」は記載のとおりです。この健診は発達の特性を早期に発見し、適切な支援を行うことを目的としています。 項番２「課題」ですが、主に２つあると考えています。 １つ目ですが、５歳時健診は他の乳幼児健診と異なり、社会的な発達の状況を把握することの特徴としていることから、発達面等に関する相談ニーズに適切に対応するため、専門相談に十分な時間を確保することが求められます。そのため、医師や保健師に加え、心理士など専門相談を担う多職種の人材について効果的な人員配置や効率的な健診運営体制の検討が必要となります。 ２つ目ですが、保健センターで実施する集団健診としては数十年ぶりとなる新たな健診であり、これから認知されていく事業となりますので、支援が必要な方に確実に受診いただくためには受診促進に向けた取

	組を行う必要がございます。 これらの課題に対応するため、健診を受ける5歳児は約4,000人おりますが、対象者数を絞った形でモデル事業を実施し、対策を講じていきたいと考えています。 項番3「モデル事業の概要」になります。 (1)「対象」です。区立保育園8園、子供園3園に在籍する5歳児を対象に実施いたします。こちらの健診は、園に一定の負担があることから、区立保育園の園長先生方に相談し、事業趣旨を理解し、協力いただける体制が整っている園を選定いたしました。 (2)「規模」ですが、対象園11園の在籍児約200人を対象とします。 (3)「実施方法」ですが、1段階目では保護者に150問のウェブアンケートを実施し、回答を得ます。その上で当該児の保育者に約144問、5分のウェブアンケートを行い、回答を得ます。この2つの結果を基に発達等に課題があると考えられる幼児を抽出します。なお、本業務については研究成果が確認されており、かつ5歳児健診における実績を有する事業者に委託する予定です。 2段階目では、抽出された幼児を対象に2か所の保健センターで診察を行います。この会場では診察だけではなく、子育て相談や心理発達相談、教育相談など他職種による専門相談を行い、同日にカンファレンスを実施することで対象児の支援方針を決定します。その後フォローアップとして、保健、福祉、教育の各分野の専門職が適切な支援を行ってまいります。 (4)「モデル事業の検証」ですが、医師会の先生方、また、区外の発達障害専門医で構成する連絡会を設置し、モデル実施の事前・事後に意見聴取を行いながら健診の実施方法等について検証し、本格実施に向けて課題の整理・解決を行ってまいります。 (5)の「補助制度」と「今後の主なスケジュール」につきましては、記載のとおりでございます。
大山会長	ありがとうございました。「5歳児健康診査モデル事業の実施について」、皆様からのご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。
四童子委員	今回、モデル事業ということですが、本格実施したとして、小学校に上がる際に特別支援学級に入る子どもの量はどのくらいと思われますか。
地域子育て支援課長	先行自治体の事例ですと、増えているといった状況は見て取れます。ただ、この取組は直ちにそういったお子さんを発見して取り出すことを目的としているのではなく、早期に発見して早期に支援をしていくところを重視していきたいと思っています。
四童子委員	背景的には、3歳では発見できないということで5歳でということ为国が決めましたよね。こういうことをやると必ず数は増えるのです。分からなかったものが分かってくるようになるのだから増えるのです。何を考えなければいけないかということ、学校の受入れ体制をもっとちゃんとしなければいけないよねということなのです。 区教委の話を別にする気はないのですが、特別支援学級はもう本当にキャパがいっぱいで、先生たちが本当に苦しんでいらっしゃる。しっかり連携してやっていただけたらなというお願いです。
地域子育て支援課長	本健診の実施に当たりましては、教育分野や福祉分野とも連携しますので、必要に応じてその確保量についても検討していきたいと考えています。
大山会長	いかがでしょうか。

	お願いいたします。
正村委員	内容については、国でやるということなので致し方ない部分はあるかと思うのですけれども、保護者の質問が150問、保育者が1人当たり45問という話で、保護者の150問は自分の子どもなので、いっぱいあるけれどもしょうがないかなと思うのですけれども、保育者のほうが1人当たり45問というのは、モデルで選ばれたところはそういうことができそうだからやるということだと思うのですけれども、ゆくゆくは区内の全部の保育園・幼稚園とか、場合によっては保育園・幼稚園に通っていないお子さんについては保育者がいないというところで何か判断しなければいけないことになるかなと思うのですが、その辺は、今の段階ではできそうだというご認識ということではよろしいでしょうか。
地域子育て支援課長	スクリーニングアンケートについて保育者の方の回答を求める理由としては、保護者の主観だけでなく集団生活を日頃からよく見ている保育者の方の観点も入れたいという考えからです。園に通っていない未就園児に関しては客観的な結果を得ることができないという点で、結果いかに関わらず集団健診にお呼びすることを考えています。 保育者の方たちの負担については、私どもも懸念しているところです。ただ、平均的に5分ぐらいのアンケートであるということと、本格実施に当たっては4,000人が対象となりますが、お誕生月にお呼びすることを考えていますので、対象となるのは最大でも月に数人ですので、あまり多くの時間をかけていただく必要はないのかなと考えています。ただ、プラスアルファの業務になってくるところは間違いないので、その手法については、モデル健診を通して考えていきます。
正村委員	ありがとうございます。
大山会長	ありがとうございました。 この件に関して、ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。 続きまして、(5)「『杉並区障害者施策推進計画』の改定に向けた取組について」の説明をお願いいたします。
障害児支援担当課長	私からは資料11「『杉並区障害者施策推進計画』の改定に向けた取組について」、ご説明をさせていただきます。 現在の計画は令和8年度で終了となるため、障害者基本法などに基づきまして、「障害者計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」を一体化して改定いたします。 改定案の作成に当たっては、国の「基本指針」を踏まえた計画内容とするほか、これまでの実績や令和7年度に実施した障害者基礎調査の結果等を踏まえるとともに、「杉並区総合計画・実行計画」等の上位計画との整合を図ります。 計画期間については、令和9年度から令和11年度までの3年間としまして、上位計画の改定等を踏まえ、適宜必要な改定・見直しを行ってまいります。 検討に当たっては、障害当事者や障害者団体、事業者が参加する杉並区地域自立支援協議会や杉並区障害者権利擁護・共生社会推進連絡会のほか、子ども及び保護者等からの意見聴取を実施してまいります。 なお、策定した改定案については、区民等の意見提出手続を実施した上で決定いたします。 今後のスケジュールについては記載のとおりですが、11月に改定案の策定、12月に改定案に係る区民等の意見提出手続を実施し、令和9年2月に計画の決定、3月に公表をする予定です。

大山会長	「杉並区障害者施策推進計画」の改定に向けた取組についてご説明いただきました。 ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。 四童子委員、お願いいたします。
四童子委員	3「改定の進め方」に関して質問いたします。 「『障害児福祉計画』については、子ども及び保護者等から意見聴取を実施する」とあります。これも繰り返しになりますが、障害児の場合は本人による意見表明が難しいケースもあります。そのような場合、保護者・支援者からの聞き取りを含めて、どのような方法で実態やニーズ把握を行う予定でしょうか。といいますのも、どの障害種別を対象に、何人を対象として、どういった方法でといった詳細が見えないので、詳しくお示しをお願いします。
障害児支援担当課長	詳細については現在検討中でございます。今詳しいご説明はできないのですが、現在のところ、放課後等デイサービスなどの事業所などに職員が訪問させていただき、お子様、事業者、保護者の方にご意見を伺う予定です。
四童子委員	ありがとうございます。ただ、この連絡会であるとか協議会、どういう方が出ているかというのは、私はよく知っているのですが、障害者種別によっては、多分声を拾い切れないです。放デイに行っていない障害種別の子どもたちの声はどうやって拾うのかなということもちょっと考えてみてください。全然聞かれたことがないという方のほうが多いので、恐らくちょっと偏りがあるのではないかなと考えているので、ぜひご検討ください。
障害児支援担当課長	貴重なご意見ありがとうございます。ぜひ検討させていただきたいと思います。
大山会長	ありがとうございます。 この件に関しては、いかがでしょうか。 八記委員、お願いします。
八記委員	今、四童子委員がおっしゃったことはすごく大切だと思っていて、拾えない声を拾っていくということが、今のターゲットを考えたときには多分必要だと思っているので、ほかの件でも同じだと思うのですが、引き続きそこは頑張っていただければと思っています。 最後、確認で教えていただきたいところがあって、配付いただいている「杉並区子ども家庭計画」の16ページ目です。大きく施策1、2、3、4とあるではないですか。今回「施策1」の「子どもの権利」についてというところでは、検証を1回行政の中でしていただいたものを次回こちらのほうで報告いただき検討するという話に計画上なっていると思うのです。その施策1だけではなくて、2、3、4についても同じようにこのタイミングでしっかりと盛り込んでいただいて、同じように検討していくという状況をつくっていただければなど。要は子どもの権利だけに絞ってやるというのは現状としては合っていないという認識があるので、そちらよりもどちらかというと2、3、4のほうがかかなり具体的で現実的なところでもあるなと思っているので、そこのところをご検討いただきたいというのが趣旨でございます。
子ども政策担当課長	今、委員から言われた内容につきまして、こちらでも施策の1、2、3、4全ての中で子どもの権利の保障に関する施策という視点で次回評価票を出させていただければと思っています。ただ、事業としますと百何十項目ございますので、この中で特に子どもの権利に直接的に関わり

	の深いものをピックアップして検証に臨みたいと思います。
八記委員	そうすると、2、3、4の内容でも1に連動したテーマ性の高いものをピックアップいただいて、それも土壌に乗せるという認識で合っていますか。
子ども政策担当課長	委員のおっしゃるとおりです。この施策の1、2、3、4に関わるものの中で、中には機関間連携とか内部の連携という事業がありますので、特に子どもの権利に直接的に影響のあるものをピックアップさせていただいて、今回は初回ということもあり、そういった視点でやらせていただければと思っています。
八記委員	ありがとうございます。そうすると、先ほどのお話でも出ていたように、子どもの権利の中にみんなが学ぶ機会が担保されるようにというのがあって、そうすると、どうしても学校というテーマが入ってくると思っています。学校は結局子どもの居場所のところで絶対的に連動するテーマでもあるので、それが結局いじめだったり不登校という今の問題につながっていきます。なので、ここら辺についても区の中で今の文脈の内容についても検証した内容を持ってきていただいて、それを審議するという認識で合っていますでしょうか。
子ども政策担当課長	先ほど説明の中で、子ども家庭計画の中にあるものの施策という形なので、教育の現場とか教育の中というところは立ち入れない部分があるのですが、この中でいくつか取組をピックアップさせていただいて評価を皆様に見ていただきたいと考えております。
八記委員	分かりました。そうすると、不登校とかいじめとかそういったテーマというのは触れられない、それとも触れられる。どちらですか。
子ども政策担当課長	今回につきましては触れられないというところです。
八記委員	分かりました。居場所というところは結局子どもの居場所なので、さっき言ったここに入っていないのが触れられないのであれば、次回触れられるようにするためにはというところも検討いただきながら、また進めていただければと思っています。そこは検討材料にしてください。よろしくお願いします。
大山会長	今の件について、応答はよろしいですか。 では、意見として受け止めていただければと思います。
正村委員	ただいま検討するというお話があったのですが、対象の事業につきましては資料6の2ページに書いてあるこの取組でフィックスされているのではないかと認識しているのですが、合っていますでしょうか。
子ども政策担当課長	こちらは抜粋で、この冊子の中から事務局の素案をつくる段階で検討の俎上に上った事業でして、ここから幾つか増えていくイメージです。
正村委員	これは取組の抜粋とありますが、取組自体はまだ検討段階で、まだフィックスされていないということですか。
子ども政策担当課長	その通りです。
正村委員	ありがとうございます。
大山会長	この件に関しまして、ほかにご意見、ご質問等ございますでしょうか。報告事項につきましてはこれで終了させていただきます。事務局からその他連絡事項があれば、お願いいたします。
子ども政策担当課長	次回の日程についてお話しさせていただきます。次回につきましては、先ほどスケジュールのところでもございました10月～11月頃に予定

	させていただいております。後日、日程につきましてはご連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。 また、次回には実態調査の結果、点検・評価に係るもの等をお示ししながらご意見をいただきたいと思いますっております。 引き続き、よろしくお願いいたします。
大山会長	円滑な進行にご協力いただきまして感謝申し上げます。皆様お疲れさまでした。 それではこれをもちまして、第1回子ども・子育て会議を終了いたします。